

基 発 0108 第 7 号
平成 31 年 1 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

アフターケア通院費支給要綱の一部改正について

アフターケア通院費の支給については、平成 9 年 8 月 26 日付け基発第 596 号「アフターケアの通院に要する費用の支給について」の別添「アフターケア通院費支給要綱」(以下「支給要綱」という。)により実施しているところであるが、今般、支給対象となる通院の範囲について、下記のとおり一部改正し、本年 2 月 1 日以降に生じた通院から適用することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨・内容

アフターケア通院費については、アフターケア対象者(以下、「対象者」という。)の住居地又は勤務地からおおよそ 4 キロメートルの範囲内にある、当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院を基本として支給してきたところであるが、対象者の要望等を踏まえ、この範囲を同一の市町村内まで拡大し、移送と同様の範囲に見直すこととしたもの。

2 改正後の支給要綱

別添のとおり。